

交通機関の運行停止・気象警報発令に伴う開館措置

交通機関の運行停止、暴風警報・特別警報(震度6弱以上の緊急地震速報および大津波警報を含む。以下「本学が指定する気象警報等」という)発令に伴う開館措置については、次のとおり取り扱います。

1.開館措置

解除時刻	開館措置
7時までに解除された場合	通常開館
11時までに解除された場合	13時開館
11時を過ぎても解除されない場合	終日閉館
開館後に発令された場合	開館を中止して閉館

2.前項の授業措置の対象は、次のとおりです。

○大宮本館・梅田分館

- 【1】** 次の交通機関のうち2社以上が同時に運行停止（運休）の場合
※交通ストライキを含む
JR 西日本(大阪近郊路線)、近鉄、南海、阪急、阪神、京阪、大阪メトロ、
大阪シティバス
- 【2】** 「暴風警報」または「特別警報」が大阪府のいずれかの市町村に発令された場合

○枚方分館

- 【1】** 次の交通機関のうち2社以上が同時に運行停止（運休）の場合
※交通ストライキを含む
JR 西日本(大阪近郊路線)、近鉄、南海、阪急、阪神、京阪、大阪メトロ
または京阪バスが運行停止
- 【2】** 「暴風警報」または「特別警報」が大阪府のいずれかの市町村または京都府南部の南丹市、京丹波町、京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村のいずれかに発令された場合